

長周期地震動に関する情報検討会

(第2回)

議事次第

日時：平成24年12月12日（水）

10:00～12:00

場所：気象庁大会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 第1回検討会を踏まえた長周期地震動に関する情報の検討の進め方について
- (2) 長周期地震動関連解説表について
- (3) 長周期地震動に関する情報のPULL型イメージについて

3. 閉会

(配布資料)

資料番号なし：座席表、名簿、運営要領

資料1：第1回検討会での議論を踏まえた長周期地震動に関するPUSH型及びPULL型情報の検討の進め方について

資料2：長周期地震動関連解説表（揺れの大きさによる階級別説明表）（事務局素案）

資料3：長周期地震動に関する情報PULL型イメージ素案

参考資料1：平成24年12月7日の三陸沖の地震における地震動の特徴と高層建物内証言

参考資料2：条件を分けた場合の1996年～2011年までの地震における基準超過地域数

委員名簿（◎：座長、○：副座長）

◎福和伸夫　名古屋大学減災連携研究センター長

○翠川三郎　東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

青井　真　（独）防災科学技術研究所観測・予測研究領域地震・火山防災研究ユニット
地震・火山観測データセンター長

秋山伸一　伊藤忠テクノソリューションズ（株）科学システム事業部
原子力・エンジニアリング部 部長代行【気象振興協議会推薦委員】

井上勝徳　国土交通省住宅局建築指導課長

北村春幸　東京理科大学理工学部長

小鹿紀英　（株）小堀鐸二研究所副所長

谷原和憲　一般社団法人日本民間放送連盟 災害放送専門部会幹事
(日本テレビ放送網（株）報道局マルチニュース制作部長)

寺田博幹　文部科学省研究開発局地震・防災研究課長

中森広道　日本大学文理学部教授

長田恭明　日本放送協会報道局災害・気象センター長

久田嘉章　工学院大学建築学部教授

藤山秀章　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

村上研一　東京消防庁防災部長

山口英樹　消防庁国民保護・防災部防災課長

横田　崇　気象庁気象研究所地震火山研究部長

（事務局）気象庁地震火山部地震津波監視課

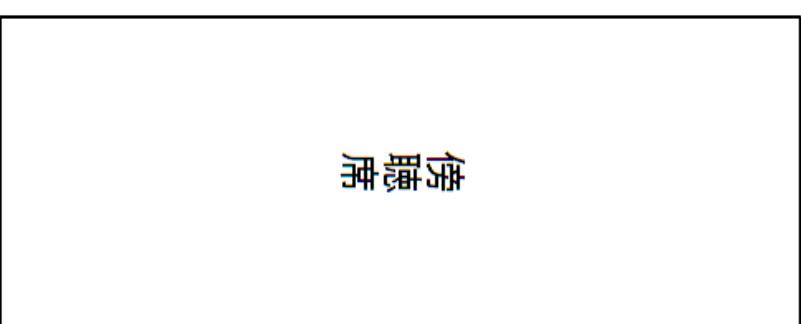
長周期地震動に関する情報検討会(第2回) 座席表

青井 委員	秋山 委員	井上 委員	北村 委員	翠川 委員	福和 委員	小鹿 委員	谷原 委員	寺田 委員	中森 委員	座長
相澤 委員	原田 委員	中村 委員	永井 委員	宇平 委員	地盤 委員	火災 委員	地震 委員	火山 委員	防災 委員	
寺内 委員	土井 委員	上田 委員	横田 委員	長田 委員	村上 委員	山口 委員	横田 委員	長田 委員	寺内 委員	
佐藤 委員	高橋 委員	田中 委員	伊藤 委員	西田 委員	鈴木 委員	大庭 委員	川上 委員	中野 委員	佐藤 委員	
事務局										

受付

出入口

傍聴席



スクリーン

長周期地震動に関する情報検討会運営要綱

(目的)

第1条 地域における高層ビルや石油タンク等での被害発生の早期把握・警戒避難支援、大都市や工業地域の防災関係機関の迅速かつ的確な災害応急体制の立ち上げ支援に資する「長周期地震動に関する情報」の発表を行うにあたり、高層ビルの防災対応に有効な情報の内容や伝達手段はどうあるべきか、予報から観測結果の公表までの一連の情報体系はどうあるべきか等について具体的な検討をするため、長周期地震動に関する情報検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 長周期地震度に関する観測情報を発表するための解析手法、情報の発表基準及び内容、伝達手段について
- (2) 長周期地震動に関する予報の検討
- (3) その他、長周期地震動に関して検討の必要な事項

(検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長と副座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理し、副座長は座長を補佐する。
- 4 座長と副座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 座長が出席できない場合は、副座長に座長代理を気象庁地震火山部長が依頼する。

(資料の公開)

第4条 検討会の資料及び議事概要については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで検討会の資料及び議事概要の一部または全部を非公開とすることができます。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部地震津波監視課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱の施行期間は、平成24年10月22日から検討会の検討が終了するまでとする。